

# 生保関連税制に関する モニターアンケート調査報告

令和6年7月

全国生命保険労働組合連合会





## はじめに

生命保険は、社会保障制度とともに国民の生活保障を支える重要な生活インフラです。

特に、国民・勤労者の様々な将来不安に対して社会保障制度がカバーしていない、または不十分な領域を担う等、社会保障制度と相互に補完し合う中で、国民一人ひとりの多様なニーズに応える役割を果たしています。

このような役割を支援・促進するために、生命保険にはいくつかの税制措置がはかられています。こうした税制措置は、国民一人ひとりの「自助努力」に対する支援として幅広く認知されています。

今回、生保労連は、「令和7年度税制改正要望」を策定すべく、生保関連税制に対する国民の意識を把握するため、モニターアンケート調査を実施しました。調査結果をみると、国民が生保関連税制のさらなる充実を求めていることは明らかです。

今般の調査結果等を踏まえ、今後も、生保労連として、「令和7年度税制改正要望」の実現に向けて積極的に意見発信をしていく所存です。

### <調査概要>

1. 調査目的：生保関連税制に対する国民意識の把握
2. 調査方法：インターネットによるアンケート調査（委託先：マクロミル株式会社）
3. 調査期間：令和6年5月30日（木）～5月31日（金）
4. 調査対象：民間生命保険加入の一般個人（18歳以上）2,060名  
（金融業、保険業、出版・印刷関連産業、調査業・広告代理業、マスコミ関連業、マーケティング業除く）
5. その他：パーセンテージ表記については、小数点第2位を四捨五入している。

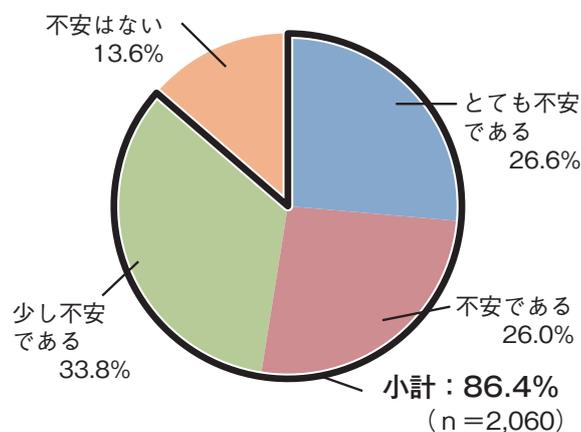
# 1. 死亡時の遺族の生活に対する準備状況について

Q. 残された遺族の生活について、どの程度不安を感じていますか。

1. とても不安である
2. 不安である
3. 少し不安である
4. 不安はない

(n=2,060)

「とても不安である」「不安である」「少し不安である」と回答とした人の合計は86.4%となっている。



扶養しているお子さんの年齢別にみると、お子さんの年齢が低い人ほど、「とても不安である」「不安である」「少し不安である」と回答した人の割合が多くなっている。

ご自身の扶養に入っている お子さんの年齢	不安を感じている割合 (86.4%)		不安を感じていない割合 (13.6%)	
	とても不安である	不安である	少し不安である	不安はない
0歳～12歳 (561)	39.4	28.9	25.7	6.1
13歳～18歳 (411)	32.8	32.6	27.7	6.8
19歳～22歳 (256)	28.9	26.2	29.7	15.2
23歳以上 (239)	26.8	21.8	39.3	12.1
扶養する子なし (824)	16.4	23.2	39.9	20.5

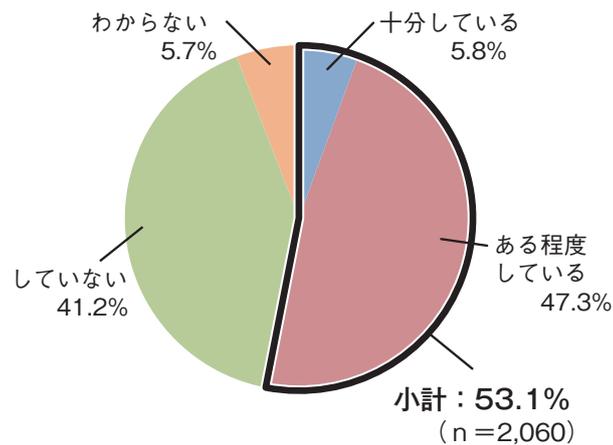
- 国民の多くは残された遺族の生活に対して不安を感じている
- また、扶養しているお子さんの年齢が低い人ほど、残された遺族の生活に対する不安感は強い

Q. 残された遺族の生活に対して経済的な準備をしていますか。

1. 十分している
2. ある程度している
3. していない
4. 分からない

(n=2,060)

「十分している」「ある程度している」と回答した人は**53.1%**となった。



《上記の質問で「十分している」「ある程度している」と答えた人》

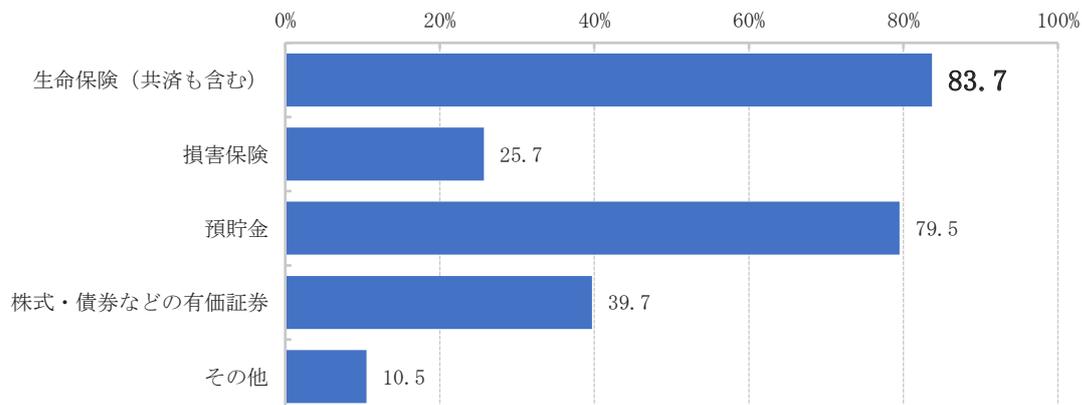
Q. 残された遺族の生活への経済的な準備についてお聞きします。

あなたが現在準備しているもの (いくつでも)

- ・生命保険 (共済も含む)
- ・損害保険
- ・預貯金
- ・株式・債券などの有価証券
- ・その他

(n=1,094)

「生命保険 (共済も含む)」で準備していると回答した人は**83.7%**となった。



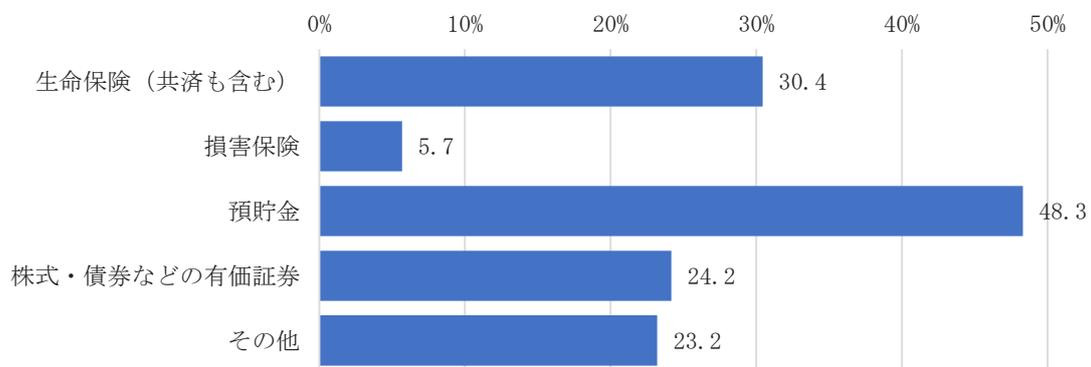
Q. 残された遺族の生活への経済的な準備についてお聞きます。

新たに準備するとしたら考えている手段（いくつでも）

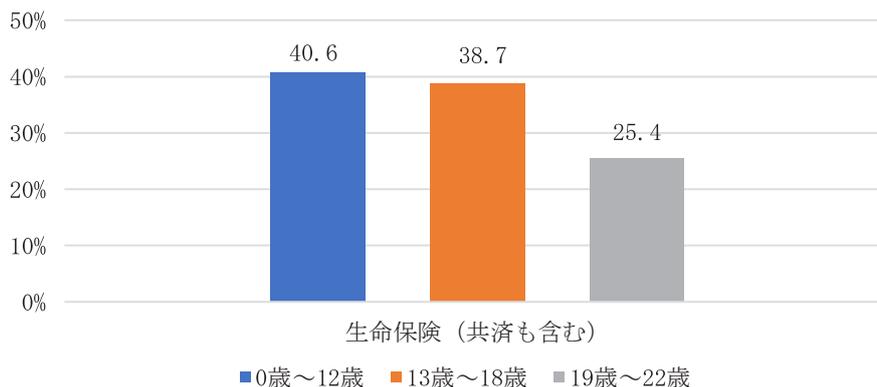
- ・生命保険（共済も含む）
- ・損害保険
- ・預貯金
- ・株式・債券などの有価証券
- ・その他

(n=2,060)

「生命保険（共済も含む）」は残された遺族の生活への経済的な準備の手段として「預貯金」に次いで多くの人に考えられている。



遺族の生活への経済的な準備の手段として「生命保険（共済も含む）」を考えている方の内訳をみると、お子さんの年齢が低いほど、生命保険（共済も含む）を残された遺族の生活への経済的な準備として考える傾向が強くなっている。



- 国民の多くは、生命保険を残された遺族への経済的な準備の手段として考えている
- 扶養しているお子さんの年齢が低い人ほど、生命保険を残された遺族への経済的な準備の手段として考える傾向が強い

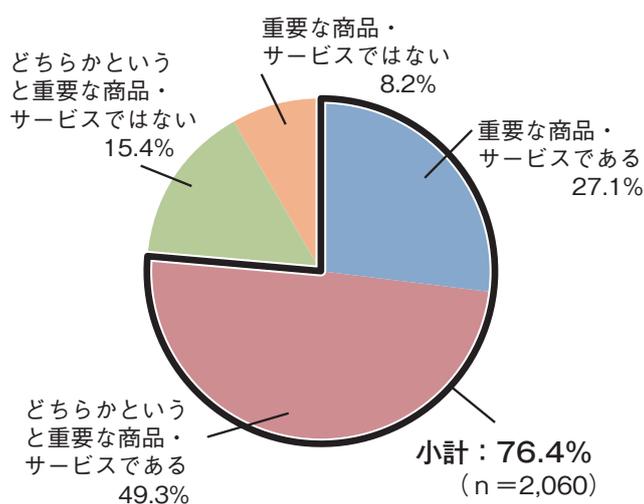
## 2. 生命保険および生命保険料控除制度について

Q. 今後の生活設計を考える上で、生命保険について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

1. 重要な商品・サービスである
2. どちらかという重要な商品・サービスである
3. どちらかという重要な商品・サービスではない
4. 重要な商品・サービスではない

(n=2,060)

「重要な商品・サービスである」「どちらかという重要な商品・サービスである」と回答した人は76.4%となっている。



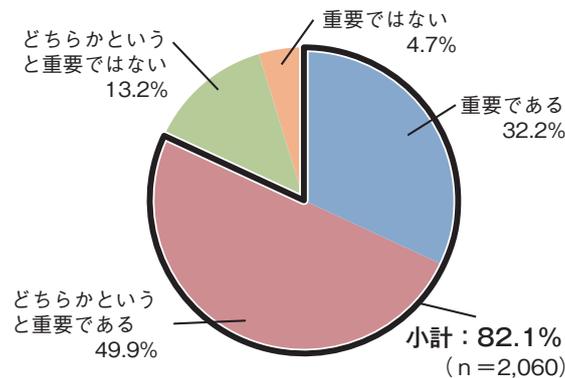
- 国民の多くは、今後の生活設計を考える上で生命保険を重要な商品・サービスとして考えている

Q. 公的保障（遺族年金、公的年金、公的医療保険、公的介護保険等）を補うために、生命保険を活用し、必要な備えを準備（自助努力）していく上で、生命保険料控除制度の役割（税負担水準の軽減等）をあなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

1. 重要である
2. どちらかという重要である
3. どちらかという重要ではない
4. 重要ではない

(n=2,060)

「重要である」「どちらかという重要である」と回答した人は**82.1%**となっている。

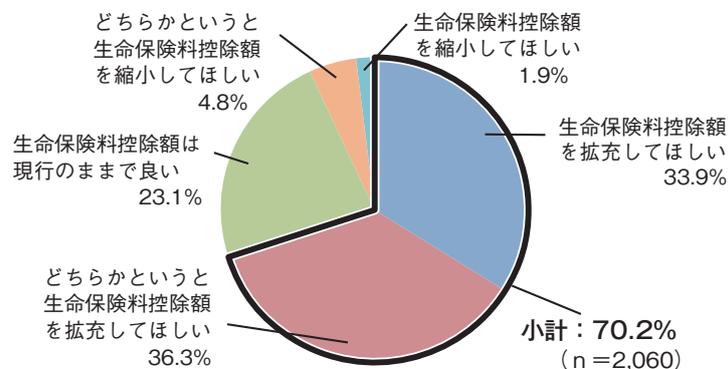


Q. 今後の生命保険料控除制度のあり方について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

- A : 公的保障だけでは不十分なので、自助努力支援として生命保険料控除額を拡充してほしい
- B : 生命保険料控除額は現行のままで良い
- C : 公的保障で十分なので、生命保険料控除額を縮小してほしい

(n=2,060)

「生命保険料控除額を拡充してほしい」「どちらかという生命保険料控除額を拡充してほしい」と回答した人は**70.2%**となっている。



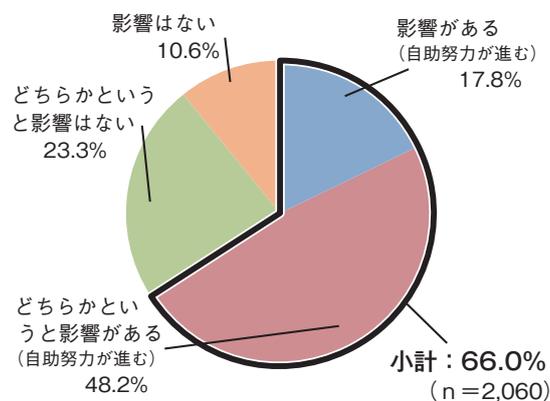
- 国民の多くは、生命保険料控除制度が果たす役割を重要と考えており、自助努力支援として生命保険料控除の拡充を望んでいる

Q. 仮に、生命保険料控除額が拡大された場合、今後の生活保障設計をしていくにあたり、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

1. 影響がある（自助努力が進む）
2. どちらかというと言影響がある（自助努力が進む）
3. どちらかというと言影響はない
4. 影響はない

(n=2,060)

「影響がある（自助努力が進む）」「どちらかというと言影響がある（自助努力が進む）」と回答した人は**66.0%**となっている。

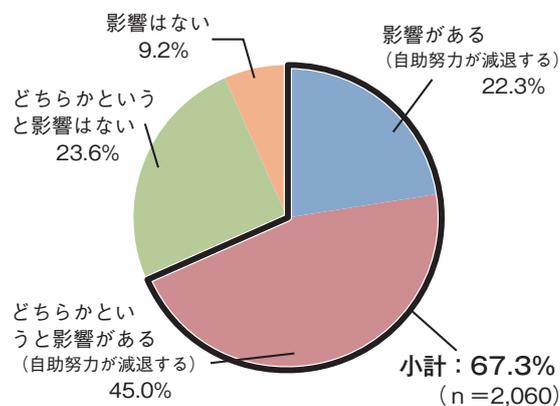


Q. 仮に、生命保険料控除額が縮小・廃止になった場合、今後の生活保障設計をしていくにあたり、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

1. 影響がある（自助努力が減退する）
2. どちらかというと言影響がある（自助努力が減退する）
3. どちらかというと言影響はない
4. 影響はない

(n=2,060)

「影響がある（自助努力が減退する）」「どちらかというと言影響がある（自助努力が減退する）」と回答した人が**67.3%**となっている。

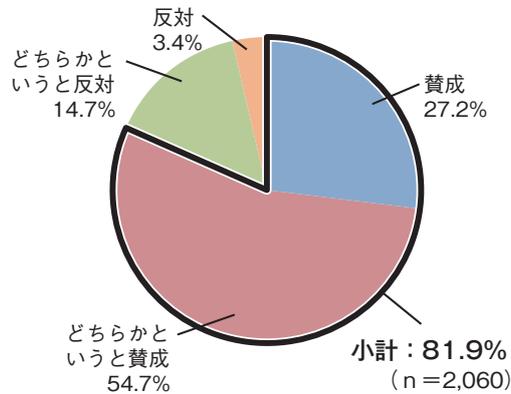


Q. 子育て支援の観点から、仮に23歳未満の子どもがいる方の一般生命保険料（死亡保障）控除額が拡大されるとしたら、あなたはどのように考えますか。あなたのお考えに近いものをお選びください。

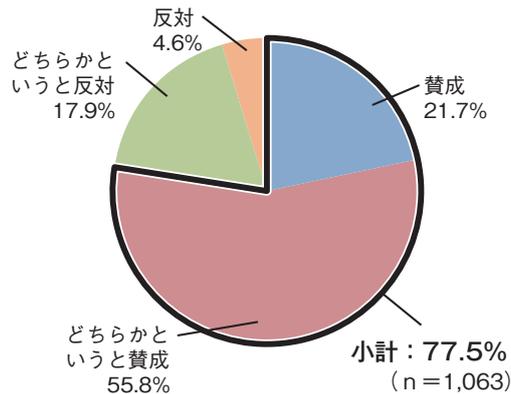
1. 賛成
2. どちらかという賛成
3. どちらかという反対
4. 反対

(n=2,060)

「賛成」「どちらかという賛成」と回答した人は**81.9%**となっている。



『令和6年度税制改正大綱』で示された生命保険料控除額拡大の対象外となる「23歳以上のお子さんを扶養している人」「扶養しているお子さんがいない人」をみても、**77.5%**の人が「賛成」「どちらかという賛成」と回答している。



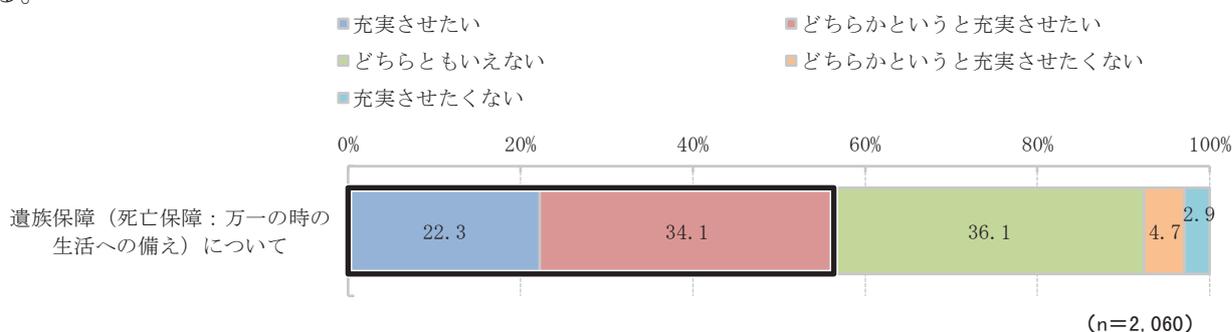
- 国民の多くは、生命保険料控除が拡大された場合は自助努力が進むと考えており、子育て支援としての一般生命保険料控除額拡大についても多くの国民が賛成している

Q. 遺族保障（死亡保障：万一の時の生活の備え）の充実について、あなたのお考えに近いものをお選びください

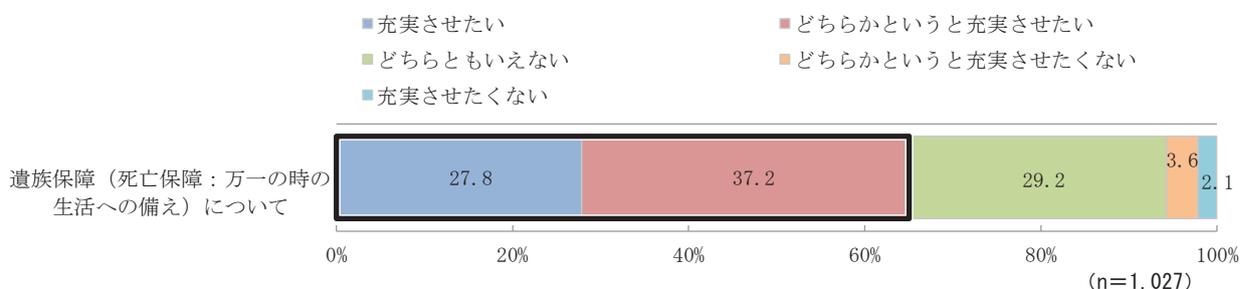
1. 充実させたい
2. どちらかという充実させたい
3. どちらかともいえない
4. どちらかという充実させたくない
5. 充実させたくない

(n=2,060)

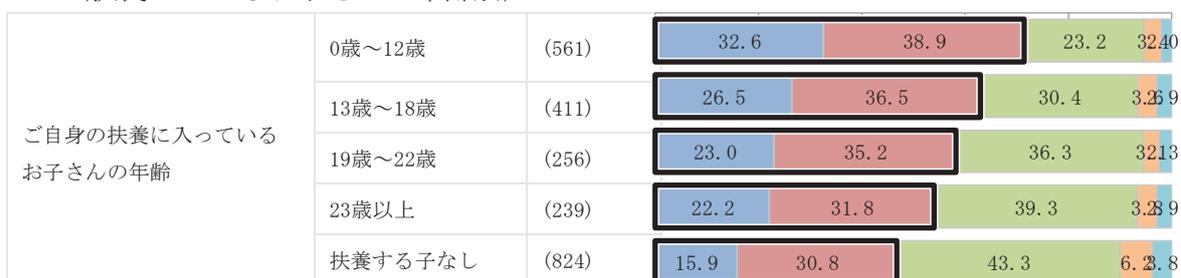
遺族保障について「充実させたい」「どちらかという充実させたい」と回答した人は **56.4%** であり、その内、23歳未満のお子さんを扶養している人に限定すると、遺族保障について「充実させたい」「どちらかという充実させたい」と回答した人は **65.0%** となっている。



〈23歳未満のお子さんを扶養している人〉



〈扶養しているお子さんの年齢別〉



- 国民の多くは、遺族保障を充実させたいと考えており、扶養しているお子さんの年齢が低い人ほど、充実させたいと考えている

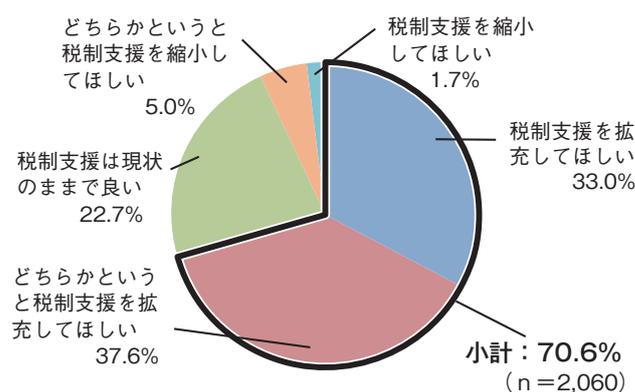
### 3. 死亡保険金について

Q. 生命保険の死亡保険金に相続税非課税限度額が設けられているといった遺族に対する税制支援について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

- A : 遺族の生活保障として公的保障だけでは不十分なので、遺族に対する税制支援を拡充してほしい
- B : 税制支援は現状のままで良い
- C : 遺族の生活保障として公的保障で十分なので、遺族に対する税制支援を縮小してほしい

(n=2,060)

「税制支援を拡充してほしい」「どちらかという税制支援を拡充してほしい」と回答した人が**70.6%**となっている。



- 国民の多くは、遺族に対する税制支援として死亡保険金非課税限度額引上げを望んでいる



# 生保労連 令和7年度税制改正要望項目

## 重点要望項目

### 生命保険料控除制度の拡充

国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度について現行制度を拡充すること

ー令和6年度税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること

(所得税法第76条)

現行制度			要望	
平成24年1月以降の契約 所得控除限度額 所得税12万円			23歳未満の扶養親族を有する場合	
一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除	一般生命保険料控除	23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料の所得税・適用限度額に関して2万円の上乗せ措置を講ずるなど、税制改正大綱に記載された内容で税制改正を決定すること
遺族保障 所得税4万円	介護医療保障 所得税4万円	介護医療保障 所得税4万円	遺族保障 所得税6万円 (+2万円上乗せ)	

## 要望項目

- 介護医療保険料控除額および個人年金保険料控除額の拡充**  
○所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げること
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ**  
○遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること
- 企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃**  
○公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること
- 非課税財形の加入年齢の拡大と非課税限度額の引き上げ**  
○財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、70歳までの就業の確保が努力義務となったこと等に対応し、契約時の加入年齢を拡大すること、また非課税限度額を引き上げること
- 企業型確定拠出年金制度の退職時脱退一時金支給要件の緩和**  
○企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること
- 確定給付企業年金に関する現行制度の存置**  
○確定給付企業年金制度について、現行のとおりに拠出限度額を設定しないとともに、中途引出しを認めること